

合併・分割等に伴う入札参加資格の承継について
(物品・委託等、設計・測量等)

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局契約部契約第二課

令和3年5月

目次

- 1 はじめに
- 2 承継会社・被承継会社の定義
- 3 横浜市入札参加資格に関する合併・分割等の取扱い
- 4 合併・分割のパターン分け
- 5 提出書類
- 6 Q&A
- 7 提出書類送付先及び問い合わせ先

1 はじめに

横浜市有資格者名簿（物品・委託等又は設計・測量等）に登録されており、かつ横浜市との履行中の契約がある会社が、合併・分割等に伴い横浜市入札参加資格の承継する場合又は格付種目登録の格付の再計算を希望する場合については、通常の入札参加資格申請とは異なりこの手引きのとおり行います。なお、現在横浜市との履行中の契約がなく、合併・分割後の新会社が未登載の場合は有資格者名簿への入札参加資格申請をしてください。

また、事業譲渡による有資格者名簿の引継ぎは原則認めておりません。この手引きの合併・分割時の手続きとは異なり、事業を引き継いだ会社にて有資格者名簿への入札参加資格申請をしてください。詳しくは「7 提出書類送付先及び問い合わせ先」にお問い合わせください。

2 承継会社・被承継会社の定義

合併・分割等に係る手続きに関するこの手引き及び横浜市入札参加資格に関する承継申出書等に記載している「承継会社」、「被承継会社」はそれぞれ表1にて定義している会社を指します。

表1. 承継会社と被承継会社の定義

	承継会社	被承継会社
合併の場合	新設会社（新設合併の場合） ----- 存続会社（吸収合併の場合）	被合併会社、消滅会社
分割の場合	設立会社（新設分割の場合） ----- 事業承継会社（吸収分割の場合）	分割会社

3 横浜市入札参加資格に関する合併・分割等の取扱い

会社間の合併又は分割における、横浜市入札参加資格の承継手続きの可否について表2に示します。横浜市入札参加資格の承継手続きの可否が「可」に該当する場合のみ承継手続きが可能ですので、「4 合併・分割のパターン分け」及び「5 提出書類」に進んでください。

表2. 入札参加資格の承継手続きの可否

会社の状況 事業の承継事由	横浜市との履行中の 契約の有無	格付再計算の希望※1	横浜市入札参加資格の 承継手続きの可否
合併又は分割 ※3	あり	あり	可
		なし	可
	なし	あり	可
		なし	否 ※2
個人事業主が法人化する 場合又は法人が個人 事業化する場合	—	—	否

※1 格付種目（301：建物管理、313：公園緑地等管理）申請事業者のみ

※2 表中※2の場合、承継会社が入札参加資格を有しておらず、名簿への新規登録を希望する場合は、通常の入札参加資格申請を行ってください。また、被承継会社が消滅となる場合は、入札参加資格抹消の手続きをしてください。

入札参加資格申請については以下を参照

http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/z_teiki_index.html

入札参加資格抹消届の様式は以下よりダウンロード

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/servlet/p?job=DownloadList>

※3 有資格者名簿未登載の事業者を吸収する場合は、手続き不要です。合併等に伴い種目の追加を希望する場合は、入札参加資格申請をしてください。

4 合併・分割のパターン分け

「3 横浜市入札参加資格に関する合併・分割等の取扱い」の表2で可となった場合は、以下の表3及び表4の、該当パターンを御確認いただき「5 提出書類」に進んでください。

表3. 合併の場合

申請事由	現有資格者	申請後の有資格者	申請事由の例示
パターン1 (新設合併)	A社 B社	C社	有資格者であるA社とB社の合併により新たにC社が設立する場合
パターン2 (吸収合併)	A社 B社	A社	有資格者であるA社とB社の合併によりB社が消滅しA社で事業を続ける場合
パターン3 (吸収合併)	A社	B社	有資格者であるA社と資格のないB社の合併により、A社は消滅するが、B社で事業を続ける場合

表 4. 分割の場合

申請事由	現有資格者	申請後の有資格者	申請事由の例示
パターン 4 (新設分割)	A 社	B 社	有資格者である A 社が、分割により新たに B 社を設立して B 社で事業を続ける場合
パターン 5 (新設分割)	A 社 B 社	C 社	有資格者である A 社と B 社の分割により新たに C 社が設立する場合
パターン 6 (吸収分割)	A 社 B 社	A 社	<ul style="list-style-type: none"> ・有資格者である A 社と B 社の分割により B 社が消滅し A 社で事業を続ける場合 ・有資格者である A 社と B 社の分割により B 社は消滅しないが有資格者名簿上の種目に関する事業を A 社に承継し、A 社で事業を続ける場合
パターン 7 (吸収分割)	A 社	B 社	有資格者である A 社と資格のない B 社の分割により、A 社は消滅（又は事業を移譲）して、B 社で事業を続ける場合

5 提出書類

提出書類は承継会社及び被承継会社の入札参加資格の登録の有無等によって異なります。

「4 合併・分割のパターン分け」で示したパターンについて必要な書類（表6及び表7）を御確認ください。

表6. 合併の場合における提出書類

パターン分け	提出書類	備考及び注意事項等
共通 (パターンに関わらず必須)	① 横浜市入札参加資格に関する承継申出書	本市で示している様式があります。記入例をもとに記載してください。
	②登録希望種目順位申出書	
	③登記簿（全者分）	登記簿で合併が確認できるもの写し（コピー）可
	④合併契約書又は株主総会（取締役会）議事録	合併の事実が登記簿で確認できる場合は不要。写し（コピー）可
パターン1 パターン3	⑤入札参加資格審査申請書	本市で示している様式があります。記入例をもとに記載してください。
	⑥承継会社の入札参加資格申請書類一式	提出書類はヨコハマ・入札のとびらに掲載の入札参加資格申請用の申請ガイドを御確認ください。※4
	⑦下書きシート	入札参加資格申請用の申請ガイドの60～66ページ、71～77ページを御確認ください。※4
格付の再計算を希望する場合 ※5（パターンに関わらず）	⑧物品・委託等入札参加資格に係る格付再計算申出書及び根拠資料	物品・委託等入札参加資格に係る格付再計算申出書については本市で示している様式があります。記入例をもとに記載してください。※5

表 7. 分割の場合における提出書類

パターン分け	提出書類	備考及び注意事項等
共通 (パターンに 関わらず必須)	① 横浜市入札参加資格に関する承継 申出書	本市で示している様式があります。 記入例をもとに記載してください。
	②登録希望種目順位申出書	
	③登記簿（全者分）	登記簿で分割が確認できるもの 写し（コピー）可
	④分割契約書、分割計画書又は株主総 会（取締役会）議事録	分割の事実が登記簿で確認できる場 合は不要。 ただし、登録種目（細目）の全事業 を承継会社に承継せず、被承継会 社で有資格者名簿への登録の継続を希 望する場合は必須。 写し（コピー）可
パターン 4 パターン 5 パターン 7	⑤入札参加資格審査申請書	本市で示している様式があります。 記入例をもとに記載してください。
	⑥承継会社の入札参加資格申請書類 一式	提出書類はヨコハマ・入札のとびら に掲載の入札参加資格申請用の申請 ガイドにて御確認ください。※ 4
	⑦下書きシート	入札参加資格申請用の申請ガイドの 60～66 ページ、71～77 ページを御確 認ください。※ 4
格付の再計算を 希望する場合 ※ 5（パターン に関わらず）	⑧物品・委託等入札参加資格に係る格 付再計算申出書及び根拠資料	物品・委託等入札参加資格に係る格 付再計算申出書については本市で示 している様式があります。記入例を もとに記載してください。※ 5

※ 4 随時申請の申請ガイドや様式のリンク

http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/z_teiki_index.html

※ 5 根拠資料として随時申請用の申請ガイドに記載のある提出書類一式を原則、揃えていただく
必要がありますが、状況により提出書類の内容に差異がある場合があります。格付の再計算を
希望する場合は、「7 提出書類送付先及び問い合わせ先」に記載の連絡先に連絡してくださ
い。

6 Q&A

	質問	回答
①	登録事業者の合併・分割等により有資格者名簿上に登載を希望しない場合はどうすればよいですか。	入札参加資格抹消届を提出してください。※6
②	4のパターン分けの表にない合併・分割方法ですが、どうすればよいですか。	「 <u>7 提出書類送付先及び問い合わせ先</u> 」にお問い合わせください。
③	合併・分割の期日がまだ到来しておらず、登記簿を用意出来ません。入札参加資格者名簿上の処理を先にすることは可能ですか。	原則、登記簿の用意が出来てからの処理となります。
④	合併をしましたが、上記承継の手続きが完了するまでに見積書等を発行します。承継後の社名で発行して良いですか。	手続きが完了するまでは、見積書含む横浜市への提出書類について、被承継会社名で作成してください。
⑤	申請から手続き完了までどのくらいかかりますか。	書類に不備等がなければ書類到着日から約1か月で完了します。手続き完了後承継会社の登録メールアドレス宛に通知を送付します。
⑥	被承継会社の登録種目をそのまま引き継ぎたいが、改めて履行実績を証明する書類（契約書等の写し）は提出が必要ですか。	被承継会社の登録種目をそのまま引き継ぐ場合は提出の必要ありません。
⑦	申請に係る各提出書類への押印は必要ですか。	押印不要です。
⑧	物品・委託等、設計・測量等の名簿のみではなく、物品・委託等、設計・測量等と併せて工事の名簿にも登載されている場合の手続きはどのようにすればよいでしょうか。	「 <u>7 提出書類送付先及び問い合わせ先</u> 」にお問い合わせください。

※6 <http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/servlet/p?job=DownloadList> よりダウンロード

7 提出書類送付先及び問い合わせ先

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市役所財政局契約部契約第二課 合併・分割担当

電話 : 045-671-2186、2248

Eメール : za-keiyaku2@city.yokohama.jp